

Q & A

Q1



消費者としては、この制度にどのように関わっていけばよいですか。

A1

適格消費者団体の活動を消費者全体で支えていく、そのような協力が重要です。適格消費者団体が行う消費者被害の情報収集活動(110番活動等)に身近な被害情報を提供したり、活動に賛同できる場合には、会員として参画したり寄付を行ったりすることが考えられます。



Q2



制度の濫用・悪用の懸念に対して、本制度ではどのような措置を講じていますか。

A2

本制度では、消費者全体の利益擁護の役割を担うにふさわしい実質を備えた消費者団体に限り、差止請求権の行使を認めることとしています。具体的には、内閣総理大臣が適格消費者団体を認定することとし、認定後もその適格性が維持されるよう報告を求めたり、不適切な行為があった場合には、改善命令など必要な監督措置も講じることとしています。また、適格消費者団体が適正に業務を実施し、国民に対し説明責任を果たすよう、財務諸表等の書類の閲覧など、団体の情報公開を徹底することとしています。

Q3

どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。

A3

適格消費者団体に関する情報は、各団体のホームページをご覧ください。(各団体のホームページのURLは10ページ~11ページに掲載していますので、ご参照下さい。)また、消費者庁や国民生活センターのホームページもあわせてご覧ください。



消費者団体訴訟制度に関する情報は、消費者庁のホームページ(企画課)からご覧いただけます。

<http://www.caa.go.jp/planning/>

このパンフレットに関するお問い合わせは

消費者庁 企画課 ☎ 03-3507-9252

対象を大幅に拡大しました

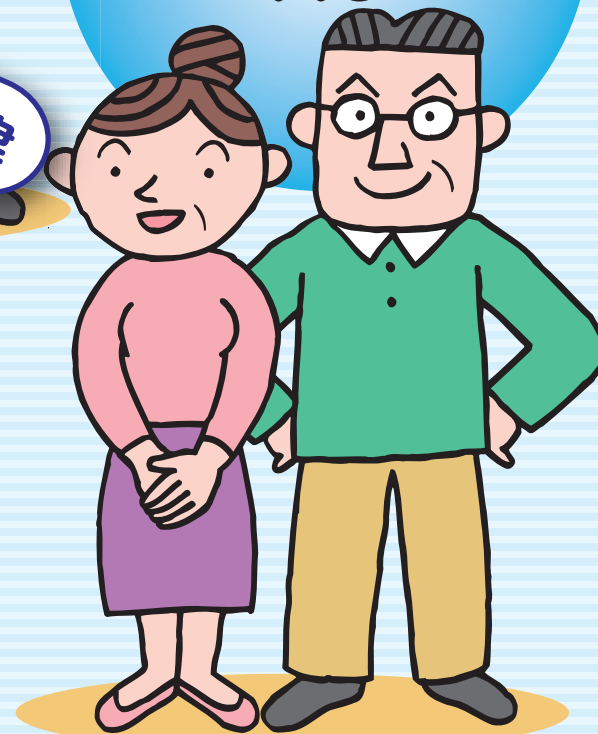
消費者団体訴訟制度

活用法

消費者契約法
P.4-5

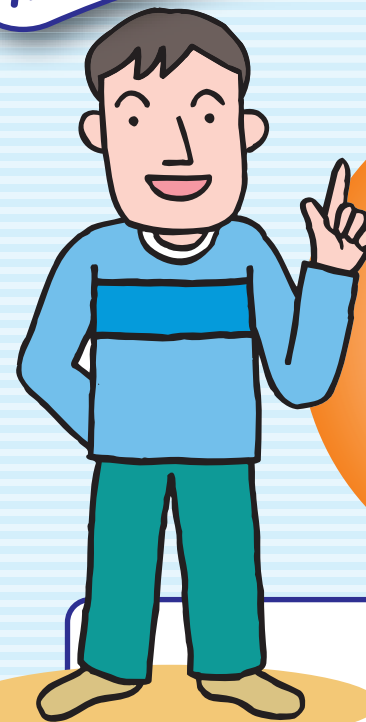


景品表示法
P.6



消費者の利益を守る **3** つの法律

特定商取引法
P.7



事業者が**3**つのいずれかの法律に違反したら、消費者全体の利益を守るために適格消費者団体が差止請求できます。